

# Discussion Papers in Economics No. 681

Nagoya City University

## 市場法および楽市楽座政策における禁止規定の分析

横山和輝

2022年9月

### Abstract

市場法は、戦国大名、あるいはそれ以前の領主層が商取引の保護と育成を目的として定めた法令の総称である。本稿は市場法70例、なかでも戦国大名の市場法59例について、「諸役免除」を宣言する場合とその際に「楽市楽座」を宣言する場合としない場合とで規定内容が異なっていた可能性を指摘する。「諸役免除」を定める市場法のなかで、「喧嘩口論」禁止の条項を含む市場法は、高確率で楽市楽座を宣言していた。楽市楽座を宣言する際に「喧嘩口論」の頻発が懸念されていたことで、事前の対策として「喧嘩口論」が禁じられた可能性が指摘できる。

JEL Classification : N15, N45.

Keywords : 市場法、楽市、楽座、喧嘩口論.

市場取引がそれまで以上に活発化し、経済発展を実現する上で、裏切り行為を防ぐ対策、つまりエンフォースメント面での制度整備が必要になる (North 1990; Greif 1993, 2006)。この制度整備は、かつては戦国大名が直面した、古くて新しい課題である。戦国大名あるいはそれ以前の領主層が制定した定期市に向けて発した法規を市場法という。近年の戦国大名研究は市場法制定を通じて公権力によるエンフォースメントの確立をめぐる事実関係の解明に貢献している (安野2009, 2018; 仁木2016; 清水2018; 長澤2019; 川戸2020)。

長澤(2017)は、1501 (文亀元) 年丸里員秀の市場法から1623 (元和9) 年伊達政宗の実施したケースも含めて、戦国大名の市場法286例のうち「諸役免除」等の条項を含むものが120例あるのに対して、楽市楽座等の条項を含むものは26例に過ぎないことを指摘している。「楽座」が、座すなわち同業者組合の構成メンバーの貢納負担を免除する (「諸役免除」) 政策でありながら、「楽市楽座」を銘打つ市場法がレアケースであることを示した。こうした史料収集は戦国大名の楽市楽座政策を楽市とされた区域の周辺地域に対する市場法との比較も可能にする。だからこそ楽市楽座を地域の歴史全体のなかで位置づける可能性も広がることだろう。こうした知見から、長澤(2017)は織田信長による天下統一事業に帰着させがちな従来の楽市楽座研究の姿勢を正すよう忠告している。

ところで、発掘・解明が進む以前の段階で長澤(2017)と同様の視点に立つことはできなかったのだろうか、この素朴な反省が本稿の動機である。佐々木(1994)は戦国大名およびそれ以前の在地領主による市の秩序維持のための法規・法令、すなわち市場法について、1271 (文永8) 年紀伊国猿川・真国・神野荘の「三ヶ荘官請文」に始まり1605 (慶長10) 年「蜂須賀氏掟書」に至る市場法までの70事例を整理している。この観測数は長澤(2017)に及ばないが、戦国期以前の市場法も含まれている。加えて、市場法の項目となるキーワード (「押買狼藉」禁止、「喧嘩口論」禁止、「国質・所質」禁止、「諸役諸公事」免除、および「楽市楽座」宣言) を設定し、該当キーワードの有無で各々の市場法が整理されている。こうした情報開示は各々の用語の使用頻度に関するナラティブ分析を可能にしている。

本稿は、1271 (文永8) 年から1605 (慶長10) 年に至る70例の市場法を対象として、キーワードの有無を用いて市場法の内容の変遷を定量的に捉えつつ、楽市楽座の特徴を抽出するものである。この70例およびキーワードは佐々木(1994)の整理に依拠している。キーワードは、「押買狼藉」(暴力的な買い叩き)、「喧嘩口論」、「国質・所質」(集団暴力による債務の取り立ての禁止)、「諸役諸公事免除」および「楽市楽座」宣言の5つである。各々の市場法を観測対象として、キーワードがあれば1、なければ0となる観測数70の質的変数のデータ系列が5つ作成できる。5つの質的変

数とタイムトレンド変数との統計的関係が本稿の関心事となる。

本稿の分析結果は、「喧嘩口論」禁止が楽市楽座において補完的ルールであった可能性、および「押買狼藉」禁止にはこの補完性がなくむしろ減少傾向にあったことを示すものである。

私的秩序によるものもさることながら、公権力によるエンフォースメントは経済発展に欠かせない要素である (North 1990; Greif 1993, 2006)。鎌倉・室町時代における商業は、座の私的秩序によって支えられていた。こうしたなかであって市場法の歴史は、公権力によるエンフォースメントを徹底させようとするなかで、私的秩序によるエンフォースメントの解体、あるいはそうした私的秩序を公権力に組み入れていくまでのプロセスである。その最終形態ともいえる楽市楽座の宣言は、戦国大名が外部不経済の発生と向き合いつつ、公権力のエンフォースメントを徹底させるための政策デザインであった。

長澤(2017)に列挙された市場法について再調査することで本稿と異なる分析結果が得られる可能性は十分にある。むしろ本稿はその再検証となるナラティブ分析を将来の展望に据えるものでもある。

本稿の構成は次の通り。第1節では市場法で禁止された行為について整理するとともに歴史的背後事情を説明する。第2節では市場法の類型把握とともに統計的特徴を抽出する。第3節では市場法のなかでも織田信長の加納楽市令に関する覚書を整理する。第4節では結論を述べる。

## 1 市場法における禁止規定

本節では、(1)押買狼藉、国質所質、および喧嘩口論が鎌倉・室町時代における市場法で禁止の対象とされたことを再確認するとともに、(2)押買狼藉、(3)国質所質、および(4)喧嘩口論、の順でそれぞれ整理する。

### 1.1 押買狼藉、国質所質、および喧嘩口論

史料1は1510(永正7)年に出された市場法「若狭守等連署市場掟」の条文全文を示している。徳川政権の命を受けて和学講学所の塙保己一は歴史上の武家政権の職名や文書に関する記録として『武家名目抄』を編纂した。『武家名目抄』の「文書部十五」には制札を説明した箇所がある。この箇所において、「在々所々市町之掟大槩如此條數之段者可相替(訳:ところどころに残る市場法は概ねこの通り、条数について

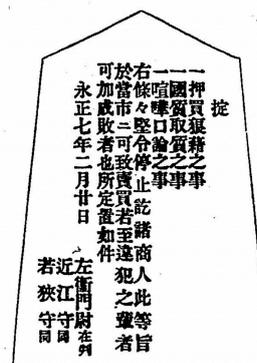
は個々に違いあり)」、つまり市場法の典型として「若狭守等連署市場掟」が掲載されている。「押買狼藉」、「国質取質」（本稿で取り扱う国質所質）、および「喧嘩口論」が3つの条項でそれぞれ禁止されている。

【史料1：『武家名目抄（文書部十五）』における「若狭守等連署市場掟」】

「『掟

- 一 押買狼藉之事
- 一 国質取質之事
- 一 喧嘩口論之事

右條々堅く停止おわんぬ、諸商人これらの旨  
当市において売買いたすべく、もし違犯の輩あらば  
成敗加えるべきなるところ定め置き件の如し  
永正七年2月20日 左衛門尉在判



近江守同

画像URL: <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/771986>

若狭守同』

在々所々の市町の掟、大概かくの如し、條數の段は相替わるべし」（今泉1899、2,438-2,439頁）

史料1の「諸商人これらの旨（諸商人此等旨）」は「諸商人守此等」とすべきところで、商人たちに3つの禁止規定を厳守をするよう言い渡したものである。「左衛門尉」は、一色氏が若狭国に侵攻した際に援護して撃退に協力した越前国守護第9代朝倉貞景、「近江守」は六角高頼、「若狭守」は武田元信である。越前・近江・若狭の守護がそろって判を押している。「押買狼藉」、「国質所質」、および「喧嘩口論」が16世紀初期の段階で禁止事項とされるべきことが公権力の共通認識であった。

## 1.2 押買狼藉

1603年イエズス会が刊行した『日葡辞書』には「押買」が次のように説明されている（史料2）。

【史料2：日葡辞書「ヲシガイ」】

「Voxigai. ヲシガイ（押買ひ） 無理に、売り手の意思に反して物を買取ること」（土井・森田・長南1980、726頁）

「押買」そのものの意味は史料2に示されている通りであるが、時代をさかのぼると全く別の意味合いが含まれてくることになる。すなわち、押買は組織的な暴力行為

だったのである。

鎌倉時代から室町時代は、悪党と呼ばれる私的な暴力集団と公権力との武力衝突が相次いだ局面である（村井2003）。1315（正和4）年摂津国経ヶ島（兵庫島）に訪れた守護使（守護が立ち入りを任じた調査官）が100人ほどの悪党に襲撃された記録が残っている。1319（元応元）年備後国尾道では守護代が追補と称して軍勢を率いて乱入し、その際に民家を次々と焼き払って物品や金銭を奪い取った。悪党の取締を銘打った公権力もまた悪党と変わらない手段に打っていた。

律令制の下では定期市に市司（いちのつかさ）とよばれる役職が置かれたが、律令制の形骸化にともなって公権力の支配は行き届きにくくなった。京周辺であれば検非違使が市の治安維持を担当したが、地方においてはそうした臨時の職が置かれることもなかった。市場での売買や貸借をめぐる訴訟問題は雑務沙汰と呼ばれた。雑務沙汰は朝廷のみならず幕府においても管轄外とされた（笠松1979）。

各地の定期市では神人（神社に所蔵した神職）や僧侶が物流を掌握するとともに市を支配するようになった。神人や僧侶による裁判行為は寄沙汰と呼ばれており、寄沙汰は様々なトラブルのひとつとして市における揉め事の解決にもあたった。ここで問題となったのが、神人や僧侶の多くが公私問わず物品の略奪など暴力行使を厭わない集団を形成したことである。寄沙汰は、正式な訴訟手続きが想定する理にかなったプロセスとはかけ離れた暴力的な手段を主とした。鎌倉幕府は神人や僧侶による寄沙汰の停止を命じた。寄沙汰における集団暴力が問題視されたのである（棚橋2003）。

「押買」は、商人に対して寄沙汰の名目で行われた強制的な買取行為であった。「狼藉」という言葉は不当な行為を指す。公権力が「押買狼藉」を防ぐには、神人や僧侶らの組織的暴力に対抗できるだけの軍事力を動員しなければならない。そうした実力行使を厭う場合は領主層でさえ既存の商人集団に迎合した。幕府はこうした荘官（貴族・有力寺社から荘園の管理を委託された役人）を処罰の対象とした。一方で商工業者は、公権力の介入が心許ないとなれば、各地の定期市を来訪するためには武装化も余儀なさくされた（安野2018）。商工業者が有力寺社の権威を背後において座と呼ばれる同業者集団に所属したことは当時なりの理にかなったことなのである。

「押買狼藉」の禁止条項は特に14世紀の市場法で頻出する（佐々木1994）。14世紀は、公権力によるエンフォースメントに効力を持たせるための過渡期、あるいは試行錯誤の局面だったのかもしれない。

### 1.3 国質所質

1603年イエズス会が刊行した『日葡辞書』には「国質」および「所質」が次のように説明されている（史料3）。

【史料3：日葡辞書「シチ」】

「Cunijichi, tokorojichi（国質、所質） ある国、または、土地の債務者や殺害者などの代わりに、その国や土地から取る人質」（土井・森田・長南1980、761頁）

「国質」は、債権者が債務者もしくはその関係者をターゲットとして債務返済を迫る集団暴力を指す。「国質」は全国的に用いられることが確認できる一方で、東日本では「郷質」、西日本では「所質」という表現が見られ、三河・尾張・美濃は「郷質」と「所質」が混在していた（田中1998）。「国質」および「郷質」が債務債権関係をめぐる暴力依存を意味するのに対し、「所質」が商業活動における衝突、いわば縄張り争いを意味した（村岡1993）。

「国質所質」が公権力によって否定されるまでにはいくつかの段階があるが、大きな分岐点となったのは、ある集団襲撃による殺害事件であった。債権者の使者が取り立てに伺った際、集団リンチに遭ったのである。ここでの債務者とは延暦寺である。延暦寺は日吉社領からの上分物（貢納物）、つまり日吉の神物を貸し付ける貸金業に従事していた。1305（嘉元3）年琵琶湖北端の菅浦の村民8名に対し、月利5%および返済期限11ヶ月として150貫文が貸し付けられた。だがこの債務は20年経過しても返済されずにいた。1331（元徳3）年延暦寺の使者が取り立てのために菅浦に踏み入れた。この使者が菅浦の村民らによる集団リンチで死亡したのである。京都ではまもなく後醍醐天皇の新政が始まり、国司など律令制の地方官任命が復活していた。1334（建武元）年目代（国司の代理として派遣される役人）の安食弥三郎は、返済が滞っていることを口実に武力を率いて菅浦の村民の船を襲撃し、輸送中の材木を奪い取った。この1ヶ月後には比叡山延暦寺東塔南谷無動寺の孫一丸が菅浦の村民の債務返済と35名によるリンチ殺害の罪を国司に訴え出た。この訴えからまもなく、国司代（国衙と郡司の仲介役となる役人）の春近伯耆房もまた別の船をターゲットに差し押さえを断行した（網野1973; 豊田1974）。

菅浦の一連の出来事はセンセーショナルではあった。債務の取り立てにおいて集団的暴力が発生することを公権力の側が認識しただけでなく、公権力までもがその対抗手段として集団暴力を利用したのである。室町幕府は鎌倉幕府の政所や京都の六波羅探題の機能、さらには検非違使組織や祇園社など有力寺社の神人の権限を吸収するなかで、債権者保護の制度整備を進めた。神人や僧侶が寄沙汰と称して取り立ての目的の暴力行為に及ぶ行為が禁止された。公権力が寄沙汰を否定したと同時に幕府が取引関係をめぐるトラブルが扱われるようになったのである（島田1990; 安野2018）。

「国質所質」の初出は1501（文亀元）年細川政元が出した「定書」である。この定書のなかで、家臣や足軽が「国しち所質と号して荷物をととめる」ことが厳罰対象となったのである。この「荷物をととめる」は、物品を質として差し押さえて取り上げることを指す（村岡1993）。

「国質所質」は私的集団による強硬手段であったが、この手段を公権力に内部化しようとする戦国大名も現れた。1536（天文5）年伊達植宗（だてたねむね）が定めた「塵芥集」は、全171条のうち92条から171条までが売買・貸借・婚姻・損害賠償など民事案件に関する規定である。このなかで第127条には質取について、「地頭」・「主人」への「談合（相談）」と「守護職（しゅこしき）」への「ひろう（披露）」した上で「とるべし」と定め、守護職が認可しない質取を禁止している（史料4）。

#### 【史料4：塵芥集】

「一 他國のしちを抱へ候事。その地とうしう人へ談合之事は申におよばず、守護職へひろうせしめ、これをとるべし、しゅこの義をうけとるの上、そのところの地とう、いらんにおよふへからさる也」（仙台叢書刊行会1936、19頁）

こうした規定は伊達氏に限られたものではなく、今川氏や結城氏なども定めたものである（勝俣1979；安野2018）。戦国大名が債務の取り立てや商取引上のトラブル解決に主体的に乗り出したのである

「国質所質」禁止の規定は、私的秩序によるエンフォースメントの否定であると同時に、領主層が自らを債権者保護にコミットさせることと表裏一体であった。戦国大名は私的秩序の行動を認可制とするなかで、市場はそうした行動が許可されない範囲外の場合と明言されたのである。「国質所質」禁止は、市場における暴力行為の排除と私的秩序の吸収との両面を持つ規定であった。この点では、取り立てる債権者との事前あるいは別個の調整がなければ「国質所質」を禁止することは難しいものであったとも考えられる。

#### 1.4 喧嘩口論

1603年イエズス会が刊行した『日葡辞書』には「喧嘩口論」が次のように説明されている（史料5）。

#### 【史料5：日葡辞書「ケンカコウロン」】

「Quenqua coron（喧嘩口論） 喧嘩や口争い」（土井・森田・長南1980、486頁）

「喧嘩」は、今川氏の『今川仮名目録』や武田氏の『甲州法度之次第』に代表されるように、戦国大名が厳罰対象としたことで知られる（清水2006）。戦国大名は自分以外の存在が紛争を解決することを否定したのである。いわゆる喧嘩を売る側は、集団の場合もあるが単独行動の場合が多い。「押買狼藉」や「国質所質」が商工業者の集団行為であった。一方の「喧嘩口論」はむしろ単独プレイヤーによる行為だとも捉えられる。

「喧嘩口論」に関して、安野(2018)は『結城氏新法度』にみられる「やりこ」に着目した。「やりこ」は、男として名を売ることを意味する言葉である。市場において「やりこ」という言葉を使う場合は、適当な相手を見つけて何らかの不正にかこつけて懲罰を課すことを指した。当時、主従関係において仕える側の者にとって、市場や祭礼の場はその場限りの自由と自己責任が生じる場でもあった。そうした解放されたなかで喧嘩に及ぶ事例が頻発していたものと考えられる。『結城氏新法度』第77条は、喧嘩を売ったことが原因で殺害されるようなことがあっても、縁者・親類がその死を問題にしてはならないと定めたものである。場所特有の事情、あるいは飲酒といった様々な要因はあるとしても、戦国大名はそもそも喧嘩を許さずに自らの権威のもと、市場の平和を保とうとしたのである。

## 2 市場法類型とその統計的特徴

本節は、(1)「諸役免除」および「楽市楽座」の宣言について説明し、(2)制定者側の意思決定メカニズムから市場法をタイプ分けし、(3)市場法で定められた禁止条項や商業政策について定量的に把握し、(4)「楽市楽座」政策の特徴を捉える。

### 2.1 諸役免除および楽市楽座

「諸役免除」の「役」とは座役を指す。類語としては座公事があり、いずれも主君の課す税のことを指す。座は畿内の有力寺社あるいは公家を本所、つまり主君として仰ぐことで得た権威をもとに、仕入れや販売に関する様々な独占的な権限を手に入っていた。座に属していない場合、営業に際して同業の座のメンバーから集団的な威嚇と妨害を受けた。商工業者は座に属するために、座役や公事を貢納していた。戦国大名は将来的な課税を視野に入れて「諸役免除」を宣言した。戦国大名にとって市場は財源確保の場であった（佐々木1994）。わざわざ公権力がエンフォースメントのコストを負担する際には、こうした見返りが期待できたのである。

「楽市」の初出は1549（天文18）年六角定頼による楽市令である。1566（永禄9）年今川氏真が富士大宮六度市で発した市場法はその後の戦国大名の商業政策に影響を与

えた（安野2009, 2018; 長澤2017）。「諸役免除」も応仁の乱以前、つまり15世紀前半までの時代では市場法において明記されることがなかった。応仁の乱以降、座と幕府の関係、座と在地領主の関係、あるいは座と村落の有力者との関係性がそれぞれ個別事情を抱えつつ変化したなかで、戦国大名は商工業への介入を進めた（脇田1960; 佐々木1972）。

「諸役免除」は商工業者を招く際の格好の手段であった。寺社を保護するための法、いわゆる社寺保護法においても、1533（天文2）年春日大社から1584（天正12）年越中勝興寺のケースまで25事例で「諸役免除」「諸公事免除」が定められていた（佐々木1994）。各々の事情のもと寺社もまた商工業者を門前町に招き入れる必要に迫られたからこそ、こうした規定を受け入れたのである。

横山(2018)は、安心できる取引の場であることを商工業者にアピールした政策として楽市楽座政策を説明したが、この説明はミスリーディングを伴う。最終目的は誘致ではなく取り込みだからである。もちろん「諸役免除」の規定は商工業者を誘致する明確な意図があった。この規定が有効な領域であることを表現する言葉が「楽市」であり、「楽座」もまた領域内での座の権威を否定する言葉ではある。ただしこの言葉を用いたからといって、座の解体が念頭に置かれたわけではない。「楽市楽座」の主眼は、座に所属する商工業者をみずからの支配下に取り込むことにあった。だからこそ様々な戦国大名が既存の座に対する保護を命じ、場合によっては新規に座を創設している。豊臣政権の時期になると「破座」や「無座」のように特定の座の解体を全面に打ち出す市場法も現れた（播磨1986; 長澤2017）。

## 2.2 市場法制定における意思決定メカニズム

市場法には制定目的として2つの志向性がある。1つは市場の秩序維持政策としての志向性、もう1つは商工業介入の志向性である。前者は市場法の様々な側面のなかでも、私的秩序による制裁を公権力の制裁に置き換えるための、いわばエンフォースメントにかかわる制度整備としての側面として捉えることができる。その具体的内容として、「押買狼藉」、「国質所質」、および「喧嘩口論」を禁止する条項が市場法において定められる。後者は商工業者に納税のインセンティブを与えること、あるいは公権力支配下の同業者組合に参加するインセンティブを与えることを目的としたものである。その具体的内容として、「諸役免除」さらには「楽市楽座」の宣言がある。

制定者側の視点に立つともう1つ別の区分も可能となる。鍵となるのは「諸役免除」である。鎌倉・室町時代の市場法制定に際しては、「諸役免除」を宣言した場合に楽市楽座を明記するかどうかの選択肢はない。一方で、戦国大名となると「諸役免除」

を規定した場合に「楽市楽座」を併記してアナウンスするかどうかの選択肢が市場法制定の際の意思決定に組み入れられることになる。

鎌倉・室町時代の領主にせよ、戦国大名にせよ、自らの発した市場法が受け入れられれば商工業者の来訪と市の活況を期待できる。その際にはネットワーク外部性の恩恵を享受できる代わりにエンフォースメント面での制度整備が必要になる。だからこそ「押買狼藉」禁止の条項などを設定して公権力の介入をアピールする必要がある。

ここで意思決定のプロセスを整理しておこう。鎌倉・室町時代の領主層は「諸役免除」を明記するかどうかを選び、この選択を受けて商工業者は「諸役免除」を受け入れるか拒絶するかを選ぶ。商工業者が受け入れる定期市は活況を呈する。この受け入れは、商工業者が暴力依存を断ち切ることを意味すると同時に、領主層が定期市の秩序維持にコミットすることでもある。そうしたコミットがなければ商工業者は暴力行為の被害に遭いかねず、自らの集団武装を否定する理由はなくなる。「押買狼藉」、「国質所質」、あるいは「喧嘩口論」といった行為を禁止する、もしくはそれ相応の軍事力動員を心がけるなどの措置を取らなければ定期市の秩序を維持することが難しくなる。

戦国大名が「楽市楽座」を宣言する際には、「諸役免除」の明記に際してもう1つの意思決定ステップが存在する。すなわち「楽市楽座」を明記するかどうかの判断である。やはり商工業者による受け入れがなければ市場法は契約関係として成立しない。ここで「楽市楽座」を追記するとなれば、商工業者たちによる反発のリスクは高まる。そのため、戦国大名にとっては、自らの権威が相対的に高い地域、あるいは座の権威が相対的に低い地域を楽市の対象として選ぶのが好都合になる。

### 2.3 定量的把握の試み：市場法70例の分析

佐々木(1994)は、1271（文永8）年紀伊国猿川・真国・神野荘の「三ヶ荘官請文」に始まり1605（慶長10）年「蜂須賀氏掟書」に至る市場法までの70事例について、「押買狼藉」禁止、「国質所質（郷質）」禁止、「喧嘩口論」禁止、「諸役免除」もしくは「諸公事免除」規定、および「楽市楽座」宣言の有無を整理している。この整理を示す1か0かでの質的変数として、oshigai、kunijichi、kenka、shoyaku、およびrakuをそれぞれ作成する。例えば史料1に示した「若狭守等連署市場掟」であれば、oshigai、kunijichi、およびkenkaが1、shoyakuおよびrakuは0となる。

佐々木(1994)はこうした定量化が70事例について可能な情報を提示している。市場法が制定された年次と場所についても情報を変数化できる。西暦年次をタイムトレンド

変数yearとする。加えて、本稿は場所に関する情報を示す変数として東海道に在する場合に1、その他を0とするtokaiを作成した。なお佐々木(1994)は1567（永禄10）年加納楽市令については「楽市楽座」の記載ありとしたが、本稿では記載なしとして分析する（第3節参照）。

図表1 データの基本統計量：市場法70例

Variable	Obs	Mean	Std. dev.	Min.	Max.
oshigai	70	0.46	0.50	0.00	1.00
kunijichi	70	0.21	0.41	0.00	1.00
kenka	70	0.24	0.43	0.00	1.00
shoyaku	70	0.43	0.50	0.00	1.00
raku	70	0.21	0.41	0.00	1.00
year	70	1538.46	91.46	1271.00	1605.00
tokai	70	0.51	0.50	0.00	1.00

各変数のObs（観測数）、Mean（平均値）、Sts.dev.（標準偏差）、Min.（最小値）、およびMax（最大値）が示されている。5つの質的変数oshigai、kunijichi、kenka、shoyaku、およびrakuは、それぞれ「押買狼藉」禁止、「喧嘩口論」禁止、「国質所質」禁止、「諸役免除」もしくは「諸公事免除」の規定、および「楽市楽座」宣言が明記されている場合に1、いない場合に0である。タイムトレンド変数yearは市場法が制定された年次である。地域ダミー変数tokaiは、市場法の対象が東海道に在する場合に1、その他を0とする。データ出所：佐々木(1994)。

図表1は市場法70例について7変数の基本統計量、すなわちObs（観測数）、Mean（平均値）、Sts.dev.（標準偏差）、Min.（最小値）、およびMax（最大値）を示す。質的変数の平均値は70例の市場法における使用頻度を示すが、すべての質的変数のなかで平均値が最も高いのはoshigaiの0.46である。「押買狼藉」は領主層が最も懸念した問題行為だったことが窺える。なお「諸役免除」に比して「楽市楽座」の明記が少ない点は長澤(2017)の整理と矛盾しない。ただし長澤(2017)では286例のうち「諸役免除」等の条項を含むものが120例あるのに対して、楽市楽座等の条項を含むものは26例に過ぎないことを指摘している。この点では佐々木(1994)に依拠した本稿のサブサンプルは「楽市楽座」を明記しない市場法の割合が少ないサブサンプルである。

図表2は7変数の相関係数行列を示す。タイムトレンドとの相関係数の符号がプラスであるなか、oshigaiとタイムトレンドの符号はマイナスである。鎌倉・室町時代から戦国時代へと時代が移り変わるなかで、「押買狼藉」は増加傾向にはない。千石台用よりもそれ以前の領主層が積極的に禁止とみなしていたことが窺える。

図表4 相関係数行列

	oshigai	kunijichi	kenka	shoyaku	raku	year	tokai
oshigai	1.000						
kunijichi	0.080	1.000					
kenka	0.483	0.191	1.000				
shoyaku	-0.099	0.040	0.183	1.000			
raku	0.080	0.152	0.354	0.603	1.000		
year	-0.199	0.204	0.227	0.296	0.220	1.000	
tokai	-0.026	0.020	0.084	0.149	-0.050	0.361	1.000

5つの質的変数oshigai、kunijichi、kenka、shoyaku、およびrakuは、それぞれ「押買狼藉」禁止、「喧嘩口論」禁止、「国質所質」禁止、「諸役免除」もしくは「諸公事免除」の規定、および「楽市楽座」宣言が明記されている場合に1、いない場合に0である。タイムトレンド変数yearは市場法が制定された年次である。地域ダミー変数tokaiは、市場法の対象が東海道に在する場合に1、その他を0とする。

データ出所：佐々木(1994).

佐々木(1994)の整理した市場法のうち、応仁の乱以前と以後とでは同じ市場法でも性質が変わってくる。すなわち、領国内で絶大な権限を行使しようとする戦国大名は、領国内の物流ともすれば資源配分について従来以上により積極的かつ主体的に施策を練らねばならない。こうした点で、市場法には大きな時期区分が必要になる。応仁の乱が終結する1477（文明9）年の59例に限定してデータを整理しておく。

図表3は市場法をタイプA（shoyaku + raku = 0となる市場法29例）、タイプB（shoyaku + raku = 1となる15例）、およびタイプC（shoyaku + raku = 2となる15例）ごとに5変数（oshigai、kunijichi、kenka、year、tokai）の基本統計量を示すものである。まず注目すべきはタイムトレンド変数の年次の平均値と標準偏差である。それぞれ、1580.83 (±18.49)、1562.27 (±26.61)、および1576.73 (±10.72)である。タイプCが主として観察されるのは1560年代後半を中心に10年ほどの範囲となり、年数としては3タイプのなかでも狭い。

ここで注意すべき点は、タイプBにおいて禁止規定の3変数（oshigai、kunijichi、およびkenka）とも他の2タイプに比べて使用頻度が低い点である。一方では、タイプCで「押買狼藉」や「喧嘩口論」の利用頻度が高い。戦国大名が楽市を宣言する際に、取引当事者にとってエンフォースメントの欠如あるいは外部不経済があらわとなる行為の発生頻度が高まることを懸念していた可能性が指摘できるだろう。

図表3 データの基本統計量：タイプ別

市場法タイプA (shoyaku + raku = 0)

Variable	Obs	Mean	Std. dev.	Min.	Max.
oshigai	29	0.45	0.51	0.00	1.00
kunijichi	29	0.28	0.45	0.00	1.00
kenka	29	0.24	0.44	0.00	1.00
year	29	1580.83	18.49	1510.00	1605.00
tokai	29	0.59	0.50	0.00	1.00

市場法タイプB (shoyaku + raku = 1)

Variable	Obs	Mean	Std. dev.	Min.	Max.
oshigai	15	0.27	0.46	0.00	1.00
kunijichi	15	0.13	0.35	0.00	1.00
kenka	15	0.13	26.61	0.00	1.00
year	15	1562.27	26.61	1490.00	1599.00
tokai	15	0.73	0.46	0.00	1.00

市場法タイプC (shoyaku + raku = 2)

Variable	Obs	Mean	Std. dev.	Min.	Max.
oshigai	15	0.53	0.52	0.00	1.00
kunijichi	15	0.33	0.49	0.00	1.00
kenka	15	0.53	0.52	0.00	1.00
year	15	1576.73	10.72	1549.00	1589.00
tokai	15	0.47	0.52	0.00	1.00

各変数のObs (観測数)、Mean (平均値)、Sts.dev. (標準偏差)、Min. (最小値)、およびMax (最大値) が示されている。質的変数oshigai、kunijichi、およびkenkaは、それぞれ「押買狼藉」禁止、国質所質」禁止、および「喧嘩口論」禁止が明記されている場合に1、されていない場合に0である。タイムトレンド変数yearは市場法が制定された年次である。地域ダミー変数tokaiは市場法の対象が東山道に在する場合に1、その他を0とする。  
データ出所：佐々木(1994).

こうした傾向をふまえて、戦国大名が市場法を設定する際に、「諸役免除」を規定するのみか「楽市楽座」を明言するかで記載する条項が変わってくるかどうかを検定することもできるだろう。図表4は多項ロジットの推定結果を示す。この推定は、禁止規定3変数 (oshigai、kunijichi、およびkenka)、タイムトレンド変数、および地域ダミー変数を説明変数として、この右辺を通じて商業政策の3タイプのどれを選ぶかを説明するものと想定したものである。被説明変数は syoyaku + raku であり、タイプAの選択をベースに、タイプBもしくはタイプCの選び方の違いを検討するものである。

推定結果を見る限り、タイプBに関しては市場の規律を守るための禁止規定の有無のみならず年次の変化もまた「諸役免除」の記載とは関わりがない。一方で、タイプCにおいてkenkaのパラメータの推定値が高い。同じ「諸役免除」を定めた市場法でも、「喧嘩口論」禁止規定を含める場合に「楽市楽座」を宣言する傾向が高い。なお地域ダミーであるが、そもそも市場法そのものがtokaiで頻繁に出されていることもあり、多項ロジットでは3つの選択の違いを説明できる変数となっていない。この点では、戦国大名が「楽市楽座」を選択しやすい地域であるかどうかを示す変数としては別の要素（京から市の直線的距離など）を考慮しておく必要があるかもしれない。

図表4 市場法3タイプに関する多項ロジットの推定結果(2)

	タイプBの選択 (Shoyaku + raku = 1)		タイプCの選択 (shoyaku + raku = 2)	
	推定係数	修正標準誤差	推定係数	修正標準誤差
oshigai	-1.0611	0.9877	-0.8579	0.9672
kunijichi	0.0080	1.0015	1.0128	0.8335
kenka	0.9011	1.2597	2.5303	1.0963
year	0.0038	0.0037	0.0189	0.0149
tokai	1.1253	0.8185	-0.0246	1.1253
定数項	-6.9415	5.4651	-30.7642	-6.9415
観測数	59			
Wald統計量	17.58			
擬似対数尤度	-50.25			

被説明変数はshoyaku + rakuである。質的変数shoyakuは市場法に「諸役免除」を明記している場合に1、そうでない場合に0、rakuは「楽市楽座」を明記している場合に1、そうでない場合に0となる。さらにoshigai、kunijichi、およびkenkaは、それぞれ「押買狼藉」禁止、「国質所質」禁止、および「喧嘩口論」禁止が明記されている場合に1、いない場合に0である。タイムトレンド変数yearは市場法が制定された年次である。地域ダミー変数tokaiは、市場法の対象が東海道に在する場合に1、その他を0とする。

ここでの分析結果は佐々木(1994)に依拠したものでありあくまでサブサンプルにすぎない。例えば長澤(2017)が収集した市場法も含めて詳細な分析を提示する必要もあるだろう。この点を自覚して分析結果を整理すると、「諸役免除」をする場合と比べると、「楽市楽座」宣言においては市場法における常套的な禁止条項、なかでも「喧嘩口論」の禁止を定めることが切実な規定であった可能性は指摘できる。

### 3 加納楽市令の場合

佐々木(1994)で楽市楽座宣言ありとされていながら本稿でその宣言をカウントせずにいた市場法の事例がある。その事例とは、1567（永禄10）年織田信長による加納楽市令である。円徳寺が所蔵するこの制札は、楽市を定めた現存最古の制札としても広く知られている。信長は斎藤竜興との戦闘の末、美濃国（現在の岐阜県）を支配下に治めるとともに稲葉山城を岐阜城とし、城下の加納に制札を掲げた。この制札は「楽市場」を宛名とし、加納の人々に3つの条項を示した（史料6）。

【史料6：永禄10年加納楽市令】

「定 楽市場

一 当市場越居の者分国往還煩い有るべからず並びに借錢借米地子諸役免許せしめおわんぬ譜代相伝の者たりと雖も違乱有るべからざる事

一 押買狼藉喧嘩口論すべからざる事

一 理不尽の使入るべからず宿を執り非分懸申べからざる事

右条々違犯の輩においては速やかに厳科に処すべき者也よって下知件の如し

永禄十年十月 日 （花押）」

1567（永禄10）年の加納楽市令は信長が楽市宛に定めたものであるが、この制札をもって信長が楽市を宣言できたとすることはできない。すでに楽市となっている商業区域を楽市宛と称しているのであるから、別のプレイヤーが何らかの理由と意図で楽市とみなしたことになる。「諸役免除」、「押買狼藉」禁止および「喧嘩口論」禁止を定めたのもその別のプレイヤーということになる。岐阜市(1980)は、円徳寺の支配のもとに自由に往来できる場であった加納に織田信長という公権力が介入してきたものとして楽市令を位置づけている。

1567（永禄10）年の加納楽市令から1年後、織田信長は同じく加納に別個の楽市令を出している。その際に宛名は「加納」となっており、「諸役免除」、「押買狼藉」禁止および「喧嘩口論」禁止を定めるとともに「楽市楽座」を宣言している。すなわち宛名をわざわざ加納としておくことで、織田信長自身が楽市楽座と宣言する体裁を繕ったことになる（史料7）。

【史料7：永禄11年加納楽市令】

「定 加納

一 当市場越居の輩分国往還煩い有るべからず並びに借錢借米さかり錢敷地年貢門なミ諸役免許せしめおわんぬ譜代相伝の者たりといふとも違乱すへからざる事

一 楽市楽座之上諸商売すへき事

一 押買狼藉喧嘩口論使入へからず并宿をとり非分申かくべからざる事

右条々違犯之族は速やかに成敗加えるべき者也よって下知件の如し  
永禄十一年九月 日 (花押) 」

「永禄10年加納楽市令」で「借錢借米地子諸役」となっている箇所は「永禄11年加納楽市令」では「借錢借米さかり銭敷地年貢門なミ諸役」とやや具体的な例が列記されている。「さかり銭」は未払い代金であるから「借錢借米」同様に債務を意味する。「地子諸役」は「敷地年貢門なミ諸役」となっており、土地税のみならず住宅税も免除するものと明記されている。戦争終結と戦後の治安維持を目的として従来のルール継続を制札として提示した1567（永禄10）年の加納楽市令と比べると、2回目の「楽市楽座」宣言は信長が実際に「楽市」をルール化しようとした意図は窺える。

信長はのちに金森や安土でも楽市令を出している。交通要所の金森では一揆壊滅後も物資が運ばれるよう便宜を図っており、安土においては自治組織の主要メンバーとの契約というかたどりで作成されている（長澤2017；安野2018）。こうした具体的な商業地域育成策と照らし合わせると、加納楽市令は信長の側に具体的なオリジナリティが見出せるものではない。少なくとも永禄10年加納楽市令は、信長の政策とみなすことはできない。むしろ発令時不明の楽市令の存在を示唆するものである。

#### 4 まとめと展望

鎌倉・室町時代の領主層、もしくはその後の戦国大名による市場法について、本稿は、規定内容に関するナラティブ分析を試みた。「押買狼藉」、「国質所質」、および「喧嘩口論」といった行為の禁止規定、さらには「諸役免除」もしくは「楽市楽座」宣言といった商工業介入に関する規定は、広く市場法に観察されるものではある。その一方で、「押買狼藉」の減少傾向、あるいは「楽市楽座」宣言をするかそれとも「諸役免除」規定にとどめるかで禁止規定の盛り込み方に違いがある可能性も言い出した。具体的には、「楽市楽座」宣言するかどうかと「喧嘩口論」禁止規定を盛り込むかどうかとの相関である。

もっとも、本稿の分析結果はサブサンプルを対象としたものに過ぎない。楽市令を網羅的に収集した長澤(2017)をもとに、より多くの市場法についてナラティブ分析を応用させる意義がある。長澤(2017)が先行研究に明快な批判を提示する以前の段階から、楽市令とそうでない市場法との検証はこうした統計分析でも可能だったはずである。本稿ではあくまで仮説提示にすぎないが、「楽市楽座」を明記するかどうかで外部不経済の抑止やエンフォースメントに関する規定の使用頻度が異なる可能性が指摘できている。長澤(2017)の貢献はその収集した史料の分量にあるという以上に、そうした史料に投げかけた視線そのものこそ端緒なのだとも言えよう。さらなる網羅的

な分析と検証は、今後の研究課題とされてくる。

## References

網野善彦(1973)「湖の民と惣の自治」稲垣靖彦編『荘園の世界』東京大学出版会.

安野眞幸(2009)『楽市論 初期信長の流通政策』法政大学出版局.

安野眞幸(2018)『日本中世市場論』名古屋大学出版会.

今泉定介編(1899)『故実叢書 武家名目抄 (搞保己一)』吉川弘文館、国立国会図書館デジタルコレクション (URL: <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/771986>)

笠松宏至(1979)『日本中世法制史論』東京大学出版会.

勝俣鎮夫(1979)『戦国法成立史論』東京大学出版会.

川戸貴史(2020)『戦国大名の経済学』講談社.

岐阜市(1980)『岐阜市史 通史編 原始・古代・中世』.

佐々木銀弥(1972)『中世商品流通史の研究』法政大学出版局.

佐々木銀弥(1994)『日本中世の都市と法』吉川弘文館.

島田次郎(1994)「郷質と中世共同体—高質と郷質をめぐって」『経済学論集』第31巻1・2号、71-94頁.

清水克行 (2006)『喧嘩両成敗の誕生』講談社.

清水克行(2018)『戦国時代と分国法』岩波書店.

仙台叢書刊行会(1936)『仙台叢書.第十八』仙台叢書刊行会. (URL: <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1185931/5>)

田中克行(1998)『中世の惣村と文書』山川出版社.

棚橋光男(2006)『後白河法皇』講談社学術文庫.

土井忠生・森田武・長南実編(1980)『邦訳日葡辞書』岩波書店.

豊田武(1974)「延暦寺の山僧と日吉社神人の活動(1)」『法政大学史学会』第26巻、1-16頁.

長澤伸樹(2017)『楽市楽座令の研究』思文閣出版.

長澤伸樹(2019)『楽市楽座はあったのか(中世から近世へ)』平凡社.

仁木宏(2016)『日本古代・中世都市論』吉川弘文館.

播磨良紀(1986)「楽座と城下町」(1986年度大阪歴史学会大会特集 部会報告)『ヒストリア』113号、38-56頁.

村井章介(2003)『分裂する王権と社会』中央公論新社.

村岡幹生(1993)「<所質><国質>考異説—中世の自力救済と上位暴力依存」『歴史の理論と教育』87号、1-17頁.

横山和輝(2018)『日本史で学ぶ経済学』東洋経済新報社.

脇田晴子(1960)「中世商業の展開—今堀日吉神社文書を中心として」『日本史研究』第51号、37-73頁.

Greif, Avner. (2006). *Institutions and the Path to the Modern Economy: Lessons from Medieval Trade*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.

North, Douglass C. (1990). *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*. Cambridge: Cambridge University Press.